

ケアマネスキルアップ事業
業務委託（長期継続）
仕 様 書

大阪市 福祉局

1 件名

ケアマネスキルアップ事業業務委託（長期継続）

2 事業目的

大阪市の要介護認定者数は、令和 6 年 3 月末現在（全区分合計）で 188,406 人であり、高齢化の進行とともに年々増加している。

また、現在、国がすすめている 2025 年の超高齢社会を見据えた介護保険制度の検討において、利用者の自立支援をうながすケアプラン作成、地域ケア会議への参加、医療と介護の連携など、介護支援専門員は制度の要と位置付けられている。

本市においても、第三者的な公平公正な観点からのケアプラン点検や研修を通じて、介護支援専門員の資質向上を図り、利用者が適正なサービス提供を受けられ、利用者の意向に即した自立支援に資する居宅サービス計画が作成されることを第 1 の目的とする。

加えて、これまでは介護支援専門員の資質向上を主眼としていたが、本市の介護保険料の高騰等の影響に鑑み、加算等の算定は適切であるか、基準違反等の可能性はないかといった視点を本事業に加え、本市が実施する運営指導等に活用することで、更なる介護給付費の適正化を図ることを第 2 の目的とする。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

4 委託業務の範囲

本委託業務において実施する業務の対象事業所は、各年度 4 月 1 日時点で発注者の指定を受けている全居宅介護支援事業所のうち、休止中の事業所を除く発注者が指定する事業所（※毎年度、対象事業所を確定後、行政区ごとにわけるとして全数の約 3 分の 1 にあたる事業所を発注者が指定する。）とし、委託の範囲は、次のとおりとする。なお、業務の実施内容については別添の企画提案書に記載の内容も含むものとする。

（1）ケアプランの点検

発注者から提出を受けたケアプラン（アセスメントシート及び 1 表～7 表と課題整理総括表とする。1 事業所 1 利用者分とし、受注者からの提案に基づいて発注者が指定したプランとする。）及び重要事項説明書（参考様式 1）並びに自主点検シート（参考様式 2）について、次のとおりプラン点検を実施する。

○厚生労働省が示す「ケアプラン点検支援マニュアル」に基づき、課題分析が適切に行われ、自立支援に向けた計画となっているか等を確認する。

- サービス担当者会議やモニタリングの実施状況を確認する。
- 本人の状態と利用しているサービスが、アセスメントに基づいて必要なものであるかを確認する。
- 本人の能力、家族の役割や能力をアセスメントし、自立支援に向けたケアプランになっているかを確認する。
- 支援経過や重要事項説明書等を併せて確認し、報酬算定誤り（モニタリングの不実施等や初回加算算定不可等）の対象となる可能性がないか等を確認する。
- 自主点検シートの記載内容についての理解度を確認する。
- 点検が完了したプラン等一式（アセスメントシート、1表～7表＋課題整理表、重要事項説明書、自主点検シート）については、（2）ケアプラン作成支援報告書とともに同封し、点検完了月の翌月末までに発注者へ返送すること。

（2） ケアプラン作成支援報告書（点検結果講評）の作成

- 次の主な6つの評価項目について、1事業所につきA4用紙1枚～2枚程度のケアプラン作成支援報告書を作成する。（様式及び下位項目の設定は任意とするが、作成者氏名を必ず記載すること。）報告書はデータ及び紙で提出すること。

- ・課題分析及びアセスメントの評価
- ・生活課題と目標設定及びサービス計画の適切性の評価
- ・特定のサービス・事業所への偏りの有無
- ・サービス担当者会議が適切に行われているか
- ・モニタリングを適切に実施しているか、支援経過を適切に記録しているか
- ・自主点検シートの理解度及び報酬算定の適切性の評価

※報酬算定誤りの可能性がある場合、講評の記載は可能性の指摘にとどまるよう配慮すること。受注者からの口頭指導や自主点検による過誤調整指示等を行わない。報酬算定を是正する必要がある場合は、本市が講評等を勘案して運営指導を行うこと等により対応する。

- ・計画の総合評価

- 毎月月末時点で点検が完了した事業所分について、（1）ケアプランの点検で使ったケアプラン一式とともに、翌月末までに発注者へ送付すること。
- ケアプラン作成支援報告書の事業所への送付は、発注者が行う。

（3） 研修会の開催

年に1回、点検完了済の事業所を対象として、次のとおり振り返り研修会を開催すること。開催時期は毎年度2月頃を想定しているが、別途発注者と協議して決

定する。

また、研修会の開催方法は、実地開催か Web 開催かを問わないが、参加者及び不参加者を特定すること。事業所への開催案内及び通知の方法については、発注者と別途協議のうえ決定する。

○研修で使用する資料（動画を含む）は受注者が作成し、研修開催日の2週間前までに発注者へ事前に納品のうえ、発注者が合意したものを使用すること。（納品物は発注者に帰属するものとし、発注者が加工を加える等してホームページ上等に公開したり、別事業の資料等に使用することがある。）

○主な研修内容は次のとおりとする。

- ・課題分析及びアセスメントにおける留意点
- ・利用者の重度化防止に向けたプラン作成の在り方
- ・適切なモニタリングと支援経過の作成の在り方
- ・ケアプラン点検から見た地域の課題分析のフィードバック
- ・ケーススタディを通じた適切なサービス計画の理解促進
- ・介護と障がいの併給における適切なプラン作成の考え方
- ・その他発注者と協議した事項

（４） 対象事業所の習熟度評価

○振り返り研修会の参加者に対し、習熟度を評価するためのアンケート調査やテスト等を実施すること。

○研修の受講結果及び習熟度評価等について、毎年度3月末日（末日が閉庁日である場合は、3月の最終開庁日）までに発注者へ報告すること。

（５） 地域課題分析及び年度事業完了報告書の作成

○（１）ケアプランの点検や（４）振り返り研修の習熟度評価を踏まえて見えてきた行政区ごと等の地域課題分析を行い、毎年度3月末日（末日が閉庁日である場合は、3月の最終開庁日）までに発注者へ報告すること。（任意様式）

○（１）～（４）の内容を踏まえて、年度事業完了報告書（様式は任意とし、点検完了プラン数、講評作成件数、研修参加事業所数を最低限記載する。）を作成すること。

（６） 運営指導対象として選定すべき事業所の提案

○（１）ケアプラン点検を通じて、課題が多い又は基準違反等の疑いがあり、かつ自主点検シートの理解度が低いと思われる事業所等を抽出し、発注者へリスト化して報告すること。（様式は任意とし、データで提出するものとする。）

○提案対象とする事業所数は、各年度点検済の事業所のうち、10%程度とする。

○リストの順序は、運営指導対象として優先順位が高いものとする。

○選定の考え方や優先順位の理由を明記すること。

5 体制等

点検体制は以下のとおりとし、企画提案時に届け出た体制に変更がある場合は、すみやかに変更した旨を発注者へ届け出ること。

(1) 点検体制

点検は、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を保有しており、かつケアプラン及び介護保険制度に関する専門的知識を有する者が行うものとする。

(2) 配置下限数

○ 点検担当者の配置下限数は2名とする。(うち1名は必ず介護支援専門員の有資格者でなければならない。)

○ 研修担当者の配置下限数は1名とする。

※点検担当者と研修担当者は兼務しないことが望ましい。

※研修担当者が専任の場合、(1)点検体制に記載する資格を有するか否かを問わないが、ケアプラン及び介護保険制度に関する専門知識を有すること。

○ 休暇等による点検担当者の不在等に対応できるバックアップ体制を整備すること。

○ 発注者との連絡調整を担当する事業責任者を定めるとともに点検担当者及び研修担当者へのスーパーバイズ体制も整えること。

(3) 従事者に対する要望の反映

従事者の点検内容や資質等に関し、発注者が、本事業の目的を達成することに不都合があると判断した場合は、速やかに従事者の変更に応じること。

6 業務遂行上の留意点

(1) 情報セキュリティに関する考え方

ケアプランを取り扱う業務の性質を鑑み、受注者は以下の考え方を十分踏まえて業務を遂行するものとする。

ア 個人情報の保護

・業務により知り得た個人情報については、情報の漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。

イ 情報漏洩の防止

・本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得

た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ウ 業務管理体制の徹底

・本業務の実施にあたっては、提出されたケアプランの点検は許可された者のみに制限し、その作業者の名簿及び介護支援専門員証の写しを発注者へ提出すること。

(2) 関係法令等の遵守

受注者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、適正に業務を遂行すること。また、個人情報の取り扱いについては、本市関係法令（ガイドラインを含む）を遵守し、厳重に取扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

その他、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）」、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」を遵守すること。

7 業務履行の検査

(1) 履行成果品

発注者が指定する、以下ア～カを提出すること。ただし、ア・イについては、別途発注者が定める期日までに、ウ～カについては、発注者と協議の上決定した各年度の研修対象となった全事業所のケアプラン点検及び研修会の終了後、各年度3月末日（末日が閉庁日である場合、3月の最終開庁日）までに提出すること。

ア ケアプラン点検のために居宅介護支援事業所に提出依頼したケアプラン（原本）及び重要事項説明書並びに自主点検シート

イ ケアプラン作成支援報告書（点検結果講評） 2部

ウ 研修の受講結果及び習熟度評価報告書 1部

エ 地域課題分析結果報告書 1部

オ 年度事業完了報告書 1部

カ 運営指導対象として選定すべき事業所の一覧 1部

(2) 提出の方法

「7(1) 履行成果品 ア、イ」は紙媒体にて、「ウ～カ」は紙及び電子媒体にて提出すること。

(3) 検査の方法

「7(1) 履行成果品 ア～カ」の内容点検を発注者が行う。

8 委託料の支払い

- (1) 事業実施にかかる経費は委託料に含まれる。
- (2) 受注者が業務にかかる成果品（「7（1）履行成果品」を参照）を提出し、発注者による検査の結果、適正であると判断した場合、受注者は発注者に対して業務委託料を請求することができるものとする。
- (3) 発注者は、委託料の請求を受けた日から 30 日以内に、受注者へ委託料の支払いを行う。

9 再委託について

別紙 1（次々項）のとおり

10 その他

- (1) 業務の進行にあたっては、発注者と十分協議して実施すること。
- (2) 業務の実施にあたって収受したケアプラン等のデータについては、点検事業終了後すみやかに発注者に引き渡すこと。
- (3) 業務遂行上、疑義が生じたときは、速やかに発注者に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (4) 仕様書の変更・追加
この仕様書の内容については、発注者が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加することができるものとし、この仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められる軽微な作業については、発注者と協議のうえ適正に実施すること。また、記載外の事項で問題が生じた場合は、直ちに発注者と協議のうえ実施すること。
- (5) 本業務にかかる消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費のすべては受注者が負担すること。
- (6) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに、適宜必要と考えられる措置を行うこと。
- (7) 受注者は「暴力団等の排除に関する特記仕様書」の各条項の規定を遵守すること。
- (8) 受注者は職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。（別記特記仕様書参照）
- (9) 契約締結後、本仕様書はすべて発注者の解釈によるものとする。

（問合せ先）

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-3 3 1 号

大阪府福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）

T E L 06-6241-6310

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 本仕様書「4 委託業務の範囲」における(1)～(6)に記載の業務

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。